

※ 本公募は、平成 31 年度予算政府案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意ください。

農山漁村振興交付金 (農福連携対策(農福連携整備事業及び農福連携支援事業)) 公募要領

第 1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付し、農福連携対策(農福連携整備事業及び農福連携支援事業)において、障害者等の雇用及び就労等を目的とした福祉農園の開設、障害者の技術習得等を支援します。

振興交付金の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

なお、交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付要綱案(以下「交付要綱案」という。)、農山漁村振興交付金実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領案(以下「実施要領案」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

公募期間：平成 31 年 2 月 1 日(金)から平成 31 年 3 月 15 日(金)まで
(郵送の場合も同日必着)

第 2 事業内容等

この要領により公募を行う事業は、次に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体等については、実施要領案の第 2 から第 4 まで及び別表 1 に定めるとおりです。

- 1 農福連携整備事業
- 2 農福連携支援事業

第 3 提案書の作成及び提出等

- 1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書(別添様式。以下「提案書」という。)について

提案書には、目標年度(開始年度から起算して 3 年目の年度をいう。ただし、別表 1 の事項 1 の事業内容(2) 受入環境整備事業のみ実施する場合にあっては 2 年目の年度をいう。)までの取組内容や主な経費、実施体制、目標等の具体的

な計画内容、施設の整備内容等について記入していただきます。

なお、事業の目標として設定する指標については、別表2を参考としてください。

また、振興交付金の対象となる経費については、実施要領案の第7、第14及び別表3を参考としてください。

(2) 別表1の事項1の事業内容(1)福祉農園等整備事業及び事項2の事業内容(1)福祉農園等支援事業について(提案書に添付)

- ア 設立趣意書、定款、規約等
- イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料
- ウ 連携する団体等がある場合は、その団体等の概要が分かる資料
- エ 提案者の財務状況が分かる資料(過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等)
- オ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- カ 整備予定地の現況写真及び計画地区位置図、計画施設平面図等の図面
- キ 整備予定地の所有状況関係資料
- ク 施設等の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
- ケ 施設等の管理規定案又は利用規定案(実施要領案の第12を参照)
- コ 整備予定地が、都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地にあっては、当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し
- サ 費用対効果の算定資料(「福祉農園等整備事業」を実施する場合のみ)

別表1の事項2の事業内容(1)福祉農園等支援事業のみに応募する場合にあっては、上記のカ及びキの「整備予定地」を「整備済の福祉農園の位置」と読み替えてください。また、上記のクからサまでの添付資料の提出は不要です。

(3) 別表1の事項1の事業内容(2)受入環境整備事業及び事項2の事業内容(2)就農等支援研修事業について(提案書に添付)

- ア 実施要領案の第3の2の地域協議会の設立が確認できる文書(地域協議会が設立されていない場合は、規約等の案でも可。ただし、実施要綱の第3の農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)の申請時までには地域協議会を設立すること。)
- イ 提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
- ウ 地域協議会に参加する者の活動内容が分かる資料
- エ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- オ 整備予定地が確認できる資料
- カ 施設等の管理規定案又は利用規定案(実施要領案の第12を参照)

上記のオ及びカの添付資料は、別表1の事項1の事業内容(2)受入環境整備事業に応募する場合にのみ提出する必要があります。

2 応募に当たっての留意事項

- (1) 提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。
- (2) 本事業を活用して実施しようとしている取組内容が、以下の事業と重複する場合には、本事業に応募することはできません。
 - ア 「農」のある暮らしづくり交付金(「農」のある暮らしづくり整備対策)
 - イ 都市農業機能発揮対策事業(都市農業機能発揮整備事業)
 - ウ 農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策(農福連携対策のうち福祉農園等整備事業))
 - エ 社会福祉施設等施設整備補助金(厚生労働省)
 - オ 障害者作業施設設置等助成金(厚生労働省)
 - カ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト(厚生労働省)
- (3) 別表1の事項1の事業内容(1)福祉農園等整備事業と、事項2の事業内容(1)福祉農園等支援事業は、原則として、併せて実施するものとします。

ただし、福祉農園を既に運営している場合等で、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法及び経営手法等の習得を行うための研修、視察等の取組を希望する場合は、事項2の事業内容(1)福祉農園等支援事業にのみ応募することができます。
- (4) 別表1の事項1の事業内容(2)受入環境整備事業、事項2の事業内容(2)就農等支援研修事業は、それぞれ単独で実施する場合又は組み合わせて実施する場合のいずれでも応募することができます。
- (5) なお、上記(3)の事業と(4)の事業は、併せて応募することはできませんので、ご注意願います。

3 書類の提出方法等

- (1) 提出方法
第7に記載する書類提出先に御持参又は御郵送願います。
- (2) 提出期限
平成31年3月15日(金)17時まで(郵送の場合も同日必着)
- (3) 提出に当たっての留意事項
 - ア 提案書を提出する際には、応募に必要な提案書の添付資料が揃っているか、必ず確認願います。
 - イ 提案書及び添付資料(以下「提案書等」という。)に、虚偽の記載、必要となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりませんので、注意して作成願います。
 - ウ 提出する提案書類は、1提案者につき1点に限ります。
 - エ 提出部数は1部です。
 - オ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提案書等の返

却は行いません。

カ 提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会を以下のとおり開催します。説明会の出席に当たって、事前に参加申し込みを行う必要がある場合があるため、担当する各農政局等のホームページを確認願います。出席者は、1提案者につき1名程度とします。

なお、当該説明会への出席については、応募に当たっての必須条件としません。

区 分	日 時	場 所
北海道 [担当：農林水産省本省]	平成31年2月15日(金) 14:40～15:10	北海道札幌市中央区北四条西6-1 毎日札幌会館 5階 会議室(マーガレット)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 [担当：東北農政局]	平成31年2月14日(木) 10:00～12:00	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟7階会議室
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県 [担当：関東農政局]	平成31年2月7日(木) 13:30～17:00	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大研修室5A
新潟県、富山県、石川県、 福井県 [担当：北陸農政局]	【新潟会場】 平成31年2月7日(木) 10:30～12:00 【石川会場】 平成31年2月13日(水) 15:00～16:30	新潟県新潟市中央区船場町2-3435-1 北陸農政局新潟県拠点付属庁舎2階 第1会議室 石川県金沢市香林坊1丁目2-40 石川県教育会館2階 第1会議室
岐阜県、愛知県、三重県 [担当：東海農政局]	平成31年2月15日(金) 15:30～17:00	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 東海農政局1階第1会議室
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 [担当：近畿農政局]	平成31年2月5日(火) 10:30～12:00	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る 丁子風呂町 近畿農政局第1会議室A・B
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県 [担当：中国四国農政局]	【岡山会場】 平成31年2月18日(月) 10:30～12:00 【高松会場】 平成31年2月19日(火) 10:30～12:00	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎10階第10-B会議室 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館 1階 103会議室
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県 [担当：九州農政局]	平成31年2月8日(金) 13:30～16:00	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟10階 農政第7会議室
沖縄県 [担当：内閣府沖縄総合事務局]	平成31年2月12日(火) 14:00～16:00	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 共用D・E会議室(2階)

第5 提案書の選定等

1 審査方法

第2の事業を実施しようとする地域が次に掲げる都道府県に所在する場合にあっては、それぞれ次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

- (1) 北海道 農村振興局長
- (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
- (3) (2) 以外の都府県 地方農政局長

選定審査委員会においては、提案者から提出された提案書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査会の議事及び審査内容については非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問は受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 審査における共通事項

ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

(ア) 振興交付金の趣旨及び目的を理解し、これらに沿ったモデル性のある取組であるか。

(イ) 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性

(ア) 事業目標の設定は妥当であるか。

(イ) 事業完了後、自立的・継続的な取組が可能か。

ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

事業費の効率的な執行が見込まれるか（一過性のイベントへの支払経費に偏っていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

(ア) 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者等事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。

(イ) 適切な経理処理能力を有しているか。

(2) 審査における個別事項

ア 別表1の事項1の事業内容（1）福祉農園等整備事業及び事項2の事業内容

(1) 福祉農園等支援事業を実施する場合

(ア) 障害者等が農業分野に関わるための取組の具体性

a 地域における障害者等の取組内容や時期等が明確、かつ、具体的にになっているか。

b 農産物等の生産から販売までの行程管理が明確、かつ、具体的にになっているか。

(イ) 地域農業や農村地域に果たす役割の具体性

a 地域農業の維持に繋がる取組となっているか。

b 障害者が地域の農業労働力として活躍できる取組となっているか。もし

くは、高齢者が生きがいをもって、地域と繋がって活躍できる取組となっているか。

c 農産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化に繋がる取組となっているか。

イ 別表1の事項1の事業内容(2)受入環境整備事業及び事項2の事業内容(2)就農等支援研修事業を実施する場合

(ア) 障害者等が農業分野に関わるための取組の具体性

a 地域における障害者の受入先や受入時期等が明確、かつ、具体的にしているか。

b 地域における障害者と農業経営体とのマッチング方法が明確、かつ、具体的にしているか。

(イ) 地域農業や農村地域に果たす役割の具体性

a 地域農業の維持に繋がる取組となっているか。

b 障害者が地域の農業労働力として活躍できる取組となっているか。

c 農作業等を通じた地域の活性化に繋がる取組となっているか。

(3) 別表1の事項1の事業内容(1)福祉農園等整備事業を実施する場合は、以下の項目のすべてを満たしていない場合、選定の対象となりません。

(ア) 事業効果の妥当性

a 農福連携に関連する取組と関連したものになっているか。

b 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっているか。

c 費用対効果が1.0以上あるか。

※ 費用対効果分析の算定は、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）を参考にして、適正に算定してください。

(イ) 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあるか。

(ウ) 事業計画の妥当性

a 事業要件との整合性は適正か。

b 施設等の規模は妥当か。

c 事業費の積算は適正か。

(エ) 事業費負担の妥当性

事業実施主体の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されているか。

3 審査結果の通知等

地方農政局長等は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものであり、補助金等の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定されることとなります。なお、補助金等交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、補助金等交

付候補者とならなかった提案者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その際には、該当する提案者に対して事前に御連絡いたします。

※ 審査結果の公表及び通知は、ソフト事業（福祉農園等支援事業、就農等支援研修事業）のみを実施する地域と、ソフト事業及びハード事業（福祉農園等整備事業、受入環境整備事業）を併せ行う地域（ハード事業のみを実施する地域を含む）を分けて行います。

ハード事業を実施する場合は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、ソフト事業のみを実施する地域より公表及び通知が、1～2ヶ月程度後になることを見込んでいます。

第6 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

1 振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1月以内に振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に御連絡いたします。また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に定める資料が必要となります。対象経費の精査の結果によっては、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので御了承願います。

- (1) 貸金及び謝金については、単価の適正な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料
- (3) 外部委託については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料

2 交付金の支払手続

地方農政局長等が振興推進計画等を承認したときは、補助金等交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

補助金等交付候補者は、割り当てられた額を踏まえ、交付要綱の第5に定める交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から発出される交付決定通知の通知日以降に、振興交付金の対象となる事業を開始することができます（通知日以前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とする。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、地方農政局長等に提出してください。
- (2) その後、地方農政局長等において、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

第7 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。（問い合わせ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）

なお、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりとします。

【応募者の取組地域が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8111 (内線 5445)
FAX : 03-3595-6340

【応募者の取組地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL : 022-263-1111 (内線 4065)
FAX : 022-216-4287

【応募者の取組地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
TEL : 048-600-0600 (内線 3407、3402)
FAX : 048-740-0082

【応募者の取組地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
TEL : 076-263-2161 (内線 3425)
FAX : 076-263-0256

【応募者の取組地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL : 052-201-7271 (内線 2514、2519)
FAX : 052-220-1681

【応募者の取組地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL : 075-414-9051 (内線 2421、2417)
FAX : 075-451-3965

【応募者の取組地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課
〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1
TEL : 086-224-4511 (内線 2521、2522)
FAX : 086-227-6659

【応募者の取組地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1
TEL：096-211-9111（内線4616、4611）
FAX：096-211-9812

【応募者の取組地域が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
TEL：098-866-0031（内線83336、83323）
FAX：098-860-1194

参考

この公募要領で記載しているもののほかにも、実施に必要な条件や事業実施の手続等について、実施要綱及び実施要領案に定めておりますので、下表を参考に御確認をお願いします。

主な関連事項	実施要綱／実施要領案
① 事業内容等 提案書作成に係る、事業内容、事業実施主体、事業実施期間、選定要件、交付率及び助成額について	実施要領案 第2、第3、第4、別表
② 事業の実施手続等 事業の実施に係る提出資料、手続等について（農山漁村振興推進計画及び事業実施計画）	実施要領案 第6
③ 事業の評価及び事業管理 事業の評価、完了報告、事業の状況報告について	実施要綱 第6 実施要領案 第15、第16、第17

別表1（第2関係）

事 項	事業内容	選定要件	交付率及び助成額
<p>1 農福連携整備事業</p>	<p>(1) 福祉農園等整備事業 ア 障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備 イ 事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物の加工又は販売（調理し飲食に供することを含む。）を行う施設の整備</p> <p>(2) 受入環境整備事業 農業経営体が労働力として障害者や生活困窮者を受け入れるための施設（休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全設備等）の整備</p>	<p>事項1の事業内容（1）及び事項2の事業内容（1）の事業を行う場合にあつては、（1）から（5）まで及び（9）の要件をすべて満たすこと。 また、事項1の事業内容（2）及び事項2の事業内容（2）の事業を行う場合にあつては、（1）及び（6）から（9）までの要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 事業実施主体が経営する福祉農園又は障害者を受け入れる農業経営体の農地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定による市街化区域内にある場合にあつては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。 ア 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区内の農地 イ 都市計画法第18条の2に定める基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に定める基本計画等において、保全の方針が示されている農地 ウ 農地以外の土地であつて、都市計画法等により福祉農園としての利用が認められている土地</p> <p>(2) 農産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び</p>	<p>交付率及び助成額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 福祉農園等整備事業 ア 交付率は、2分の1以内とする。 イ 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、モデル区分ごとに次のとおりとする。 (ア) 簡易整備型福祉農園（比較的安価な設備投資により開設が可能な福祉農園）については、200万円とする。 (イ) 高度営農型福祉農園（収益性の高い複合的な営農形態を導入した福祉農園、農業技術の取得を目的とする福祉農園及び効率的な経営のために複数の事業所等が利用する福祉農園）については、500万円とする。 (ウ) 6次産業導入型福祉農園（農産物の生産と、その加工、販売、料理の提供等を併せて行う福祉農園）については、1,000万円とする。 (エ) 介護・機能維持型福祉農園（高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした福祉農園）については、400万円とする。 (オ) 地域提案型福祉農園（地域に</p>

		<p>地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。</p> <p>(3) 目標年度までに、福祉農園に従事する障害者や生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>(4) 農園利用が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、要介護認定を受けた高齢者数が、5名以上増加すること。</p>	<p>賦存する農業資源の活用、地域交流、商工観連携、再生可能エネルギーの活用等の先進的な取組を行う福祉農園)については、500万円とする。</p> <p>(2) 受入環境整備事業 ア 交付率は、2分の1以内とする。 イ 助成額の上限は、一事業実施主体当たり50万円とする。</p>
<p>2 農福連携支援事業</p>	<p>(1) 福祉農園等支援事業 福祉農園の管理者、当該農園に従事する障害者や生活困窮者等が、専門家の指導により農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p> <p>(2) 就農等支援研修事業 就農等を希望する障害者や生活困窮者に対する農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成</p>	<p>(5) 福祉農園等整備事業と福祉農園等支援事業は、原則として、併せて実施すること。</p> <p>(6) 事業実施主体となる地域協議会の構成員に市町村を含むこと。</p> <p>(7) 受入環境整備事業を行う場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 ア 地域内に障害者への農作業等の委託を希望する農業経営体が、2戸以上存在すること。 イ 目標年度において、地域内の農作業等の受委託日数が、障害者一人当たり年間50日以上</p>	<p>(1) 福祉農園等支援事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり150万円とする。 ウ 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。</p> <p>(2) 就農等支援研修事業 ア 交付率は、定額とする。 イ 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり200万円とする。 ウ 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。</p>

		<p>であること。</p> <p>ウ 目標年度までに、地域内で農作業等を受託する障害者や生活困窮者の人数が、5名以上増加すること。ただし、その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>(8) 就農等支援研修事業を行う場合にあっては、研修を終えた障害者や生活困窮者を地域内で雇用することを前提とする取組であること。</p> <p>(9) 実施要領案第8に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>※ 上記(2)の「地域内」とは、福祉農園が所在する市区町村の区域内を指す。</p> <p>※ 上記(7)の「地域内」とは、農作業等を委託する農業経営体、受託する事業所等が所在する市区町村及び隣接する市区町村の区域内を指す。</p> <p>※ 上記(8)の「地域内」とは、研修を受け入れる農業経営体、障害者の所属する事業所等が所在する市区町村及び隣接する市区町村の区域内を指す。</p>	
--	--	---	--

		<p>※ 生活困窮者とは、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)により実施されている生活困窮者自立相談支援事業において、就労に向けた支援計画(プラン)が作成されている者とする。</p>	
--	--	---	--

別表 2 (第 3 の 1 関係)
 目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標	単位
1. 農福連携整備事業 (1) 福祉農園等整備事業 ① 福祉農園及びその附帯施設	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数 障害者等就労者数 障害者等雇用日数 障害者等就労日数 作業受託面積 作業受託時間 一人当たりの平均工賃 販売金額 交流人口	人 人 日/年 日/年 ha 時間/年 円/月 円/年 人
② 福祉農園で生産された農産物の加工・販売施設(福祉農園の6次産業化)	上記と同じ	上記に加え、 農産物加工割合	%
(2) 受入環境整備事業	障害者等の就労の拡大	障害者等就労者数 障害者等就労日数 作業受委託面積 作業受委託時間 交流人口	人 日/年 ha 時間/年 人
2. 農福連携支援事業 (1) 福祉農園等支援事業	1の(1)福祉農園等整備事業と同じ		
(2) 就農等支援研修事業	障害者等の雇用の拡大	障害者等雇用者数 障害者等就労者数 作業受委託面積 作業受委託時間 交流人口	人 人 ha 時間/年 人

別表 3 (第 3 の 1 関係)

農山漁村振興交付金 (農福連携対策) の対象経費

別表 1 の事項 2 の事業内容 (1) 福祉農園等支援事業及び (2) 就農等支援研修事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び日額旅費)
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 34 号)別表等による耐用年数(以下単に「耐用年数」という。)が 3 年以下のものに限る。)
9 報酬	技術員手当(給料及び職員手当(ただし、退職手当を除く。))
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等(耐用年数が 3 年以下のものに限る。)
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

別添様式

平成 31 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書
(農福連携対策 (農福連携整備事業及び農福連携支援事業))

平成 年 月 日作成

殿

代表者住所
団体等名称
代表者氏名
運営責任者氏名
電話番号

印

1. 取組メニュー

1 農福連携整備事業

<input type="checkbox"/>	(1) 福祉農園等整備事業
<input type="checkbox"/>	(2) 受入環境整備事業

2 農福連携支援事業

<input type="checkbox"/>	(1) 福祉農園等支援事業
<input type="checkbox"/>	(2) 就農等支援研修事業

※該当するメニューに「○」を記入してください。

- ①「1の(1)福祉農園等整備事業」及び「2の(1)福祉農園等支援事業」
・原則として、併せて実施することとします。
・ただし、福祉農園を既に運営している場合等で、専門家の指導による農産物の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得のみを希望する場合は、「2の(1)福祉農園等支援事業」単独での応募が可能です。
- ②「1の(2)受入環境整備事業」及び「2の(2)就農等支援研修事業」
・単独での応募が可能です。
- ③上記①の事業と②の事業を併せて実施することは出来ません。

2. 事業実施提案内容

別紙「農山漁村振興交付金事業実施提案書」のとおり

3. 事業予定地を管轄する都道府県及び関係省庁へ提案書等を開示することについての意向

開示意向確認欄

※開示不可とする場合は、「× 不可」と記入してください。

4. 取組メニューの1の(1)の実施について
実施要領案の第8の4の(5)に定める整備予定地の所有等状況

整備予定地の所有等

※所有地の場合は「所有」、賃借の場合は「賃借」と記入してください。

5. 取組メニューの1の(2)及び2の(2)の実施について
(1) 実施要領案の第3の2に定める地域協議会の設立状況

地域協議会の設立

※設立見込みの場合は、「設立見込み」と記入してください。

(2) 市町村の参画状況

市町村の参画状況

※実施要領案の第3の2に定める地域協議会の構成員として市町村の参画は必須となります。

6. 添付書類（添付している書類に「○」を記入してください。）

(1) 「福祉農園等整備事業」及び「福祉農園等支援事業」

<input type="checkbox"/>	①設立趣意書、定款、規約等
<input type="checkbox"/>	②提案者の活動内容の概要が分かる資料
<input type="checkbox"/>	③連携する団体等がある場合は、その団体等の概要が分かる資料
<input type="checkbox"/>	④提案者の財務状況が分かる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）
<input type="checkbox"/>	⑤提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
<input type="checkbox"/>	⑥整備予定地の現況写真及び計画地区位置図、計画施設平面図等の図面
<input type="checkbox"/>	⑦整備予定地の所有状況関係資料
<input type="checkbox"/>	⑧施設等の規模決定根拠資料及び事業費の算出決定根拠資料
<input type="checkbox"/>	⑨施設等の管理規定案又は利用規定案（実施要領案の第12を参照）
<input type="checkbox"/>	⑩整備予定地が、都市計画法第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地にあつては、当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し
<input type="checkbox"/>	⑪費用対効果の算定資料（「福祉農園等整備事業」を実施する場合のみ）

(2) 「受入環境整備事業」及び「就農等支援研修事業」

<input type="checkbox"/>	①実施要領案の第3の2の地域協議会の設立が確認できる文書（地域協議会が設立されていない場合は規約等の案でも可）
<input type="checkbox"/>	②提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
<input type="checkbox"/>	③地域協議会に参加する者の活動内容が分かる資料
<input type="checkbox"/>	④提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
<input type="checkbox"/>	⑤整備予定地が確認できる資料
<input type="checkbox"/>	⑥施設等の管理規定案又は利用規定案（実施要領案の第12を参照）

注1 電話番号は常時連絡が可能な番号を登録してください。代表者又は運営責任者の携帯電話の番号でも構いません。

注2 補助金等交付候補者の選定結果は、記載された事務局所在地及び代表者宛てに送付します。

	事業開始年度	3 1 年度
目標年度	福祉農園等整備事業	年度
	受入環境整備事業	年度
	福祉農園等支援事業	年度
	就農等支援研修事業	年度

農山漁村振興交付金事業実施提案書

(農福連携対策 (農福連携整備事業及び農福連携支援事業))

【取組メニュー】

1 農福連携整備事業

<input type="checkbox"/>	(1) 福祉農園等整備事業
<input type="checkbox"/>	(2) 受入環境整備事業

2 農福連携支援事業

<input type="checkbox"/>	(1) 福祉農園等支援事業
<input type="checkbox"/>	(2) 就農等支援研修事業

※該当する取組メニューに「○」を記入してください。

上記1の(1)の福祉農園等整備事業については、以下のいずれかのモデル区分に「○」を記入してください。

<input type="checkbox"/>	(1) 簡易整備型福祉農園
<input type="checkbox"/>	(2) 高度営農型福祉農園
<input type="checkbox"/>	(3) 6次産業導入型福祉農園
<input type="checkbox"/>	(4) 介護・機能維持型福祉農園
<input type="checkbox"/>	(5) 地域提案型福祉農園

事業実施主体名

所在地(都道府県・市町村)

1. 事業実施主体等

事業実施主体（団体）名（注1）					
代表者氏名		事業実施主体所在地及び連絡先			
		〒 TEL FAX E-mail			
事務局（個人又は団体）（注2）		事務局所在地及び連絡先			
		〒 TEL FAX E-mail			
構成員となる個人及び団体又は連携する団体（注3、注4）	法人形態等（注5）	主な活動	所在地（市町村）	設立年	構成員数（従業員数）（注6）

注1 事業実施主体（団体）名には、ふりがなを付けてください。

注2 事務局（個人又は団体）については、事業実施主体と同一の場合は記入する必要はありません。

注3 地域協議会で応募する場合には、「構成員となる個人及び団体又は連携する団体」の欄等を記入してください。その際は、構成員（個人又は団体）か連携する団体が解るように記入してください。

注4 事業実施主体（団体）と連携する団体があれば、「構成員となる個人及び団体又は連携する団体」の欄等を記入してください。

注5 「法人形態等」の欄には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人（農業従事者）、社会福祉法人、民間企業、行政機関等所属の別を記入してください。

注6 構成員が個人及び行政機関の場合は、「設立年」の欄及び「構成員数（従業員数）」の欄に記入する必要はありません。

注7 作成の際は、必要に応じて複数ページとなるよう行を追加することも可能です（以下、同じ）。

2. 事業実施地域の概要

事業実施地域の所在する都道府県・市町村（注1）		取組地域の範囲（注2）		取組地域に含まれる集落名 又は市町村名（注3）	
都・道 府・県		市・町 村			
（概要）（注4）					
地域区分の関係（注5）				基本計画又は基本方針（注6）	
都市計画区域				名称 (制定年次)	
市街化区域		市街化調整区域			
生産緑地		農業振興地域			
生産緑地以外の農地		農用地区域			
農地以外の土地		農業振興地域以外の農地			
		農地以外の土地			
都市計画区域以外					
農業振興地域		農業振興地域以外の農地			
農用地区域		農地以外の土地			

注1 「事業実施地域の所在する都道府県及び市町村」には、ふりがなを付けてください。複数市町村で取り組む場合、代表する市町村名を記入してください。

注2 「取組地域の範囲」には、「旧小学校区」、「一市町村域」又は「複数市町村の範囲」のいずれかを記入してください。

注3 「取組地域に含まれる集落名又は市町村名」には、該当する集落名又は市町村名をすべて記入してください。

注4 「概要」の欄については、地域の位置、地勢、交通条件、福祉事業を含む産業動向等を簡潔に記入してください。

注5 「地域区分の関係」の欄には、別表1の選定要件（1）の各号の要件に該当する地域区分について○を付けてください。

注6 「基本計画又は基本方針」の欄には、別表1の選定要件（1）のイの要件に該当する基本計画等の名称を記入し、当該基本計画等の制定年次を（ ）書きで記入してください。

3. 地域の現状・課題と将来像等

地域の現状・課題 (注1)	1. 事業実施地域の現状について
	2. 事業実施地域の課題
	3. 課題に対するこれまでの取組状況

地域の将来像																																				
<p>目標 (定量的指標数値) (注2)</p>	<table border="1" data-bbox="453 483 1406 714"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現在</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就労(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売上げ(円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交流人口(人)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一人当たり受委託日数(日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他指標(具体的に記載)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[計測方法]</p>	指標	現在	1年目	2年目	3年目	雇用(人)					就労(人)					売上げ(円)					交流人口(人)					一人当たり受委託日数(日)					その他指標(具体的に記載)				
指標	現在	1年目	2年目	3年目																																
雇用(人)																																				
就労(人)																																				
売上げ(円)																																				
交流人口(人)																																				
一人当たり受委託日数(日)																																				
その他指標(具体的に記載)																																				
3年後に期待される効果																																				
その他																																				

注1 「地域の現状・課題」の欄には、地域の農業動向、地域内の関連施設の整備状況、地域資源の概要、事業の実施状況、過去の主な活動実績等を踏まえて記入してください。

注2 「目標」の欄には、事業内容に応じた目標を設定してください。また、現在、1年目、2年目、3年目の目標を定量的に記載するとともに、目標の計測方法を必ず記入してください。

- ・福祉農園等整備事業及び福祉農園等支援事業については、事業実施主体の雇用・就労、売上げ及び交流人口が必須
- ・受入環境整備事業及び就農等支援研修事業については、取組地域における雇用・就労、交流人口及び農作業等の一人当たり受委託日数が必須

注3 上記項目の記載に当たり、公募要領の「審査の観点」や実施要領案の「実施基準等」を満たすかという点についても踏まえて記入してください。

注4 上記項目に新たに項目を追加して説明をすることは可能です。

4-2. 本交付金の事業の実施に関する特記内容

本交付金の 実施に対す る特記内容	本交付金の実施内容等を表す地域資源の写真・イメージ図（2枚程度） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px;"></div> </div>
-------------------------	---

5. 年度別事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

1年目（平成31年度）の取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容（注1）	総事業費	本交付金	他の補助金 等	自己資金	備考（注2）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

2年目（平成32年度）の取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容（注1）	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考（注2）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

3年目（平成33年度）の取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容（注1）	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考（注2）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

注1 「4の4-1. 事業実施計画」の内容と整合を図ってください。

注2 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称を記入してください。
自己資金を活用する場合は、自己資金の調達先及び調達方法を記入してください。

6. 整備計画

施設等名	整備内容	事業量 (注1)	事業費 (千円)	負担区分 (千円)	
				交付金	交付金以外 の財源
合計					
合計					

注1 「事業量」の欄には、数量等について記入してください。

注2 事業量及び事業費の見積書等、積算資料を添付してください。

注3 工程表を添付してください。

7. 利用計画

施設等名	農林漁 家等関 係者数	施設等の内容			設置 予定 年度	耐用 年数	利用 者数 (人) (注2)	総収入 (千円) (注3)	総支出 (千円) (注3)
		規模		機能等 (注1)					
		箇所等	面積等						

注1 「機能等」の欄には、整備する施設の活用方法（目的、役割等）を記入してください。

注2 「利用者数」の欄には、目標年度における利用者の合計を記入してください。

注3 整備した施設等の利用にあたり収支を伴う場合は、「総収入」及び「総支出」の欄に、目標年度における収支についての合計額を記入してください。

8. 償還計画

単位：千円

年度	期首残高	借入れ又は償還の額	期末残高	融資条件
平成○年度				
平成○年度				
平成○年度				
平成○年度				
平成○年度				

注 融資を受けた日の属する年度から償還が終了する日の属する年度までの計画を記入してください。

9. その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料